



島根県報

平成24年7月10日（火）

第2,408号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業所の指定	（障がい福祉課）	2
保安林の指定の解除	（森林整備課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	3

【公 告】

島根県屋外広告物講習会の開催	（都市計画課）	4
社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表	（建築住宅課）	4

【雑 報】

平成24年度行政書士試験の実施	（総務課）	5
-----------------	-------	---

告 示**島根県告示第415号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成24年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	C Sいずも放課後デイサービス荒茅事業所	出雲市荒茅町1278-2	平成24年7月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人ぐりぐり	放課後デイサービス・ピピ	松江市西津田六丁目12-9	平成24年7月1日
株式会社コスモス	ケア・サポート コスモス	松江市上乃木二丁目7-17	平成24年7月1日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	C Sいずも放課後デイサービス荒茅事業所	出雲市荒茅町1278-2	平成24年7月1日
社会福祉法人恵寿会	出雲サンホーム 地域福祉サービスセンター ソレイユ	出雲市神西沖町1315	平成24年7月1日

3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい	キッズスペースゆうあい	松江市北堀町35-14	平成24年7月1日

島根県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

益田市中島町イ1464続1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第417号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 区域の名称

中村3

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町中村中尾346番1	1号
〃 348番	2号
〃 336番	3号及び4号
〃 348番	5号
〃 332番	6号
〃 333番1	7号及び8号
〃 335番1	9号
〃 335番2	10号
〃 335番2地先水路敷	11号
〃 336番地先水路敷	12号

2(1) 区域の名称

流田

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次に結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡邑南町和田1486番地先道路敷	1号
〃 1485番	2号
〃 618番	3号
〃 656番	4号
〃 2216番	5号及び6号
〃 2224番	7号
〃 634番	8号及び9号
〃 1473番2	10号
〃 637番	11号
〃 2224番	12号
〃 618番	13号から16号まで
〃 1474番1地先道路敷	17号
〃 628番	18号
〃 698番地先道路敷	19号

3(1) 区域の名称

田所下

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡邑南町下田所158番 1	1号
” 157番	2号
” 159番	3号
” 1156番 1	4号
” 1155番 1	5号
” 14番 2	6号
” 6番	7号
” 1158番 5	8号

公 告

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成24年 7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 期日及び場所

期日 平成24年 8月28日（火）及び29日（水）

場所 松江市北陵町1

テクノアークしまね 大会議室

3 受講申込受付期間

平成24年 7月17日（火）から同年 8月10日（金）まで

4 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

5 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

6 受講手数料

3,910円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成23年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成24年 7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	679会員
加入戸数	907,205戸
共済委託契約金額	8,126,950,032,000円
火災共済掛金	1,009,203,000円
被災戸数	190戸
火災共済給付金	219,653,000円
特定給付金	13,040,000円
復興建築助成戸数	81戸
復興建築助成金	30,478,000円
住宅災害見舞戸数	5,236戸
住宅災害見舞金	394,380,000円
住宅防火施設整備補助会員数	137会員
住宅防火施設整備補助金	69,099,000円

2 貸借対照表（平成24年3月31日現在）

I 資産の部

1 流動資産	610,695,000円
2 固定資産	
(1) 特定資産	
① 異常危険準備金資産	3,015,659,000円
② その他特定資産	1,711,114,000円
(2) その他固定資産	483,347,000円
資産合計	5,820,815,000円

II 負債の部

1 流動負債	963,511,000円
2 固定負債	3,117,524,000円
負債合計	4,081,035,000円

III 正味財産の部

正味財産合計	1,739,780,000円
負債及び正味財産合計	5,820,815,000円

雑

報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により島根県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示する。

平成24年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成24年11月11日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連 する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで

イ 受付場所

（財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること（宛先は印刷済み。）。9月7日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所については、オを参照すること。）

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(7) 郵送配布

配布期間 平成24年8月6日（月）から8月31日（金）まで

郵送を希望する場合は、表に「行政書士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、下記宛先まで郵便で請求すること（8月31日必着のこと。）。

名称 （財）行政書士試験研究センター

住所 〒100-8779 郵便事業㈱ 銀座支店留

（注）郵送による場合は、郵送に要する日数（1週間程度）に注意すること。

(4) 窓口配布

a 配布期間 平成24年8月6日（月）から9月7日（金）まで

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

b 配布場所

(a) 島根県総務部総務課、島根県庁1階受付、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁県民局、各県民セン

ター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(b) 島根県行政書士会（松江市殿町2）

配布時間 午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

(財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなること。

(4) 利用できるクレジットカード

a V I S A

b M a s t e r

c U C

(7) いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

平成24年8月6日（月）午前9時から9月4日（火）午後5時まで

この出願システムは、9月4日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日（9月4日）は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問合せ先

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中に特例措置（車椅子の使用及び点字試験を含む。）を希望するものは、申請の手続が必要となるので、受験申込みに先立って問合せ先へ必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成25年1月28日（月）午前9時

(2) 方法

(財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、(財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報に合格者の受験番号を公示する。